

官民競争入札等監理委員会運営規則

平成 18 年 7 月 7 日
官民競争入札等監理委員会決定

（総則）

第 1 条 官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）の運営については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）及び官民競争入札等監理委員会令（平成十八年政令第二百二十九号）（以下「委員会令」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（委員会）

第 2 条 委員会の会議の招集は、委員長が行う。

2 委員長は、委員会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所、審議事項その他必要な事項を委員に通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。

（書面による議事）

第 3 条 委員長は、やむを得ない事由により委員会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

（委員以外の者の出席）

第 4 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し、委員会に出席して意見を述べることを求めることができる。

（会議の公開）

第 5 条 委員会は、原則として会議を公開し、又は議事録を速やかに公開するものとする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書きの規定により会議及び議事録を公開しないこととした場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を公開するものとする。

（部会）

第 6 条 部会は、委員会から付託された事項について審議する。

2 部会長は、部会における審議の経過及び結果を委員会において報告するものとする。

3 第 2 条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年7月7日から施行する。